

【平成 25 年度 居宅介護支援事業所集団指導】

「居宅介護支援事業」を行うための 関係法令等について ～ 運営基準の遵守 ～



平成 26 年 3 月

大分県高齢者福祉課

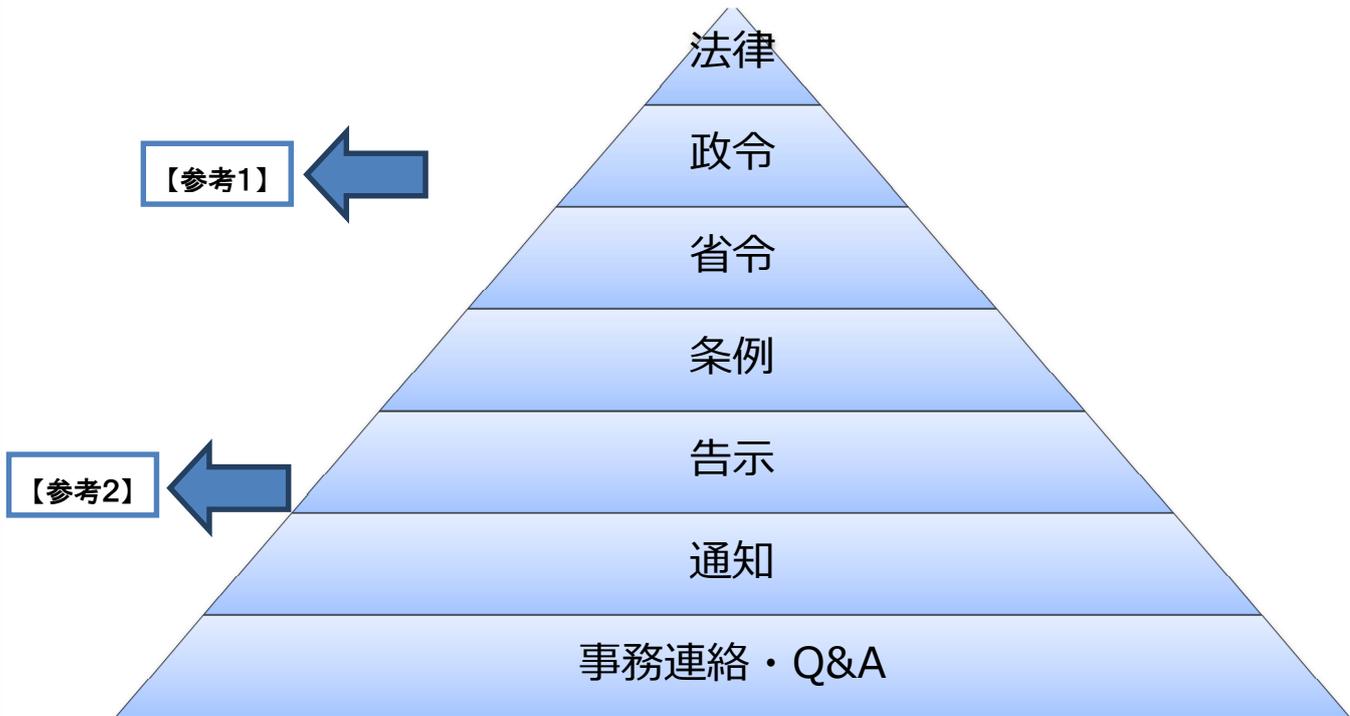
【目 次】

1. 「居宅介護支援」に関する法令等	3
2. 「居宅介護支援」の定義	9
3. 人員、運営に関する基準について	
(1) 基本方針	9
(2) 人員基準	10
(3) 運営基準（一部抜粋）	12
4. 監査処分事例	28
5. 介護支援専門員の処分	29
6. 「OITA かいごだより」のご案内	30

1 「居宅介護支援」に関する法令等

居宅介護支援事業を実施するには、介護保険法をはじめ、人員及び運営に関する基準条例等、関係法令等を遵守しなければなりません。

(1) 居宅介護支援に関する法令等体系



(2) 法令等の種類

【国の法令等（主なもの）】

種類	名称
法律	介護保険法（H9.12.17 法律第123号）
政令	介護保険法施行令（H10.12.24 政令第412号）
省令	介護保険法施行規則（H11.3.31 厚生省令第36号）
告示	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（H12.2.10 厚生省告示第20号）
通知	（略）指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H12.3.1 老企第36号）

報酬算定基準

【県の条例等】

種類	名称	
人員・運営基準	条例	指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年12月18日大分県条例第47号）
	規則	指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成26年3月19日大分県規則第6号）
	基準	指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する審査基準

※人員・運営基準は、指定居宅介護支援事業者がその目的を達成するために必要最低限の基準を定めたものであり、指定居宅介護支援事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならない。（審査基準第一の1）

（3）法令等を遵守しない事業者に対するペナルティ

居宅介護支援等を提供する事業者は、各種法令等を遵守することを前提に、事業への参入が認められている。

法令を遵守しない事業者に対しては、厳正な行政処分等が行われる。

人員、運営に関する基準に違反することが明らかになった場合・・・

【直ちに処分を行う場合】

- ① 指定居宅介護支援事業者及びその従業者が、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受したときその他の自己の利益を図るために基準に違反したとき
- ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

【勧告を行う場合】

【1】勧告
相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告

【2】公表（勧告に従わなかったとき）
・事業者名
・勧告に至った経緯
・勧告に対する対応等

【3】命令（正当な理由がなく勧告に係る措置をとらない場合）
・相当の期間を定めて勧告に係る措置を採るよう命令
・命令した場合は、事業者名や経緯を公示

指定取消または効力の停止

【4】大分県における居宅介護支援事業者の処分状況

区 分	指定取消	取消相当	全部効力停止	一部効力停止
平成 16 年度	1	1		
平成 19 年度			2	
平成 20 年度	1			
平成 21 年度			1	
平成 23 年度			2	
平成 24 年度			1	

【参考1】介護保険法

区 分	名 称
法 律	介護保険法（H9.12.17 法律第 123 号）
政 令	介護保険法施行令（H10.12.24 政令第 412 号）
省 令	介護保険法施行規則（H11.3.31 厚生省令第 36 号）

そのなかでも特に重要な内容は・・・

介護保険の基本理念

■介護保険法の目的（介護保険法第 1 条）

要介護状態になり、介護や医療が必要となった方が、尊厳を保持し、その人らしい自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを給付するため介護保険制度を設け、必要な事項を定めることで、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

■要介護状態の軽減、悪化の防止（介護保険法第 2 条第 2 項）

介護保険給付は、要介護状態の軽減、悪化の防止となるように、医療と連携しながら行わなければならない。

■利用者による選択（介護保険法第 2 条第 3 項）

被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

■高齢者の自立支援（介護保険法第 2 条第 4 項）

保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態になっても、可能な限り、本人の有する能力に応じ自立した日常生活を居宅において営むことができるように配慮されなければならない。

■要介護者の人格の尊重（介護保険法第 8 1 条第 5 項）

指定居宅介護支援事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

【参考2】 人員、運営に関する基準（抜粋）

区 分		名 称
県	条 例	指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年 12 月 18 日大分県条例第 47 号）※以下「基準条例」という
	規 則	指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成 26 年 3 月 19 日大分県規則第 6 号）※以下「基準規則」という
	基 準	指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する審査基準※以下「審査基準」という
国	通知等	指定居宅介護支援事業者等の事業の公正中立な実施について（平成 11 年事務連絡）
		介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成 11 年老企第 29 号）
		介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成 24 年 3 月 29 日老高発 0329 第 1 号）
		指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成 12 年 3 月 10 日老計発第 8 号）
		介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成 13 年 3 月 28 日老振発第 18 号）
Q&A	介護サービス関係 Q & A （厚生労働省 HP 内で上記キーワード検索すれば一覧で確認できる）	

【参考3】 介護報酬の算定に関する基準（抜粋）

【国が定めた告示、通知等】

告 示	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）
通 知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年老企第 36 号）
告 示	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成 24 年厚生労働省告示第 95 号）
告 示	厚生労働大臣が定める基準（平成 24 年厚生労働省告示第 96 号）
告 示	厚生労働大臣が定める施設基準（平成 24 年厚生労働省告示第 97 号）
告 示	厚生労働大臣が定める地域（平成 24 年厚生労働省告示第 120 号）
告 示	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成 21 年厚生労働省告示第 83 号）

通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について (平成 12 年 3 月 8 日老企第 41 号)
Q&A	介護サービス関係 Q & A (厚生労働省 H P 内で上記キーワード検索すれば一覧で確認できる)

【参考4】書籍等のご案内

関係法令等	種 類	書 籍 等
介護保険法、介護保険法施行令、介護保険法施行規則	法律等	介護保険六法 (中央法規ほか)
指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例	人員・運営基準 (条例)	なし
指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則	人員・運営基準 (規則)	なし
指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する審査基準	人員・運営基準 (審査基準)	なし
【参考3】に掲載した「介護報酬の算定に関する基準」に関連する告示や通知	介護報酬に関する告示等	(1) 介護報酬の解釈 ①単位数表編 (社会保険研究所) (2) 介護報酬の解釈 ②指定基準編 (社会保険研究所) (3) 介護報酬の解釈 ③QA・法令編 (社会保険研究所) (4) 介護保険六法 (中央法規ほか) 等

【参考5】ホームページリンク

法令等の種類	リンク先
介護保険法 介護保険法施行令 介護保険法施行規則	電子政府の総合窓口 イーガブ ※法令検索で介護保険法等を検索できます
人員・設備・運営基準 (条例・規則・審査基準)	人員、運営の基準等を定める条例 ※大分県ホームページから検索できます
介護報酬に関する告示等 (H24年度改定分)	介護報酬改定について ※厚生労働省ホームページから検索できます
介護報酬に関する告示等 (H26年度改定案)	第98回社会保障審議会介護給付費分科会資料 ※平成26年1月末時点での情報
介護サービス関係 Q&A (各種基準や報酬要件に 関する国の Q&A)	介護サービス関係 Q&A ※厚生労働省ホームページから検索できます
申請・届出に関すること	介護保険法に基づく事業所、施設の指定・許可・更新・届出手続きについて ◆大分県トップページ>組織からさがす>高齢者福祉課>介護保険のページ(事業者・従事者向け情報)>各種申請・届出>新規指定申請>居宅介護支援をクリックしてください
介護保険事業所向けの 各種情報	介護保険のページ(事業者・従事者向け情報) ※大分県ホームページから検索できます
厚労省の審議会 (制度全般を検討)	介護保険部会 ※厚生労働省ホームページから検索できます
厚労省の審議会 (報酬全般を検討)	介護給付費分科会 ※厚生労働省ホームページから検索できます
介護保険最新情報 (厚労省から送付される 最新情報)	介護保険最新情報 ※大分県ホームページから検索できます
OITAかいごだより (大分県が発行する介護 関連の情報だより)	OITAかいごだより ※大分県ホームページから検索できます

2 「居宅介護支援」の定義（介護保険法第8条第23項）

在宅の要介護者等が介護保険から給付される居宅サービス等を適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて、利用するサービスの種類・内容等を定めた居宅サービス計画の作成、居宅サービス事業等との連絡調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメント等（居宅介護支援サービス）を行う事業をいう。

3 人員、運営に関する基準について（一部抜粋）

人員、運営に関する基準については、平成26年4月1日から大分県条例（大分市所在の事業所の場合は大分市条例※）において定められます。

※介護保険事業所の指定や指導に係る権限については、平成24年4月1日から中核市へ移譲されています。

(1) 基本方針

区分	基準 条 例	審 査 基 準
基本方針	<p>第四条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が<u>可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮</u>して行われるものでなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、<u>利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮</u>して行われるものでなければならない。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、<u>利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。</u></p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。</p> <p>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行わなければならない。</p>	<p>介護保険制度においては、要介護者である利用者に対し、<u>個々の解決すべき課題、その心身の状況や置かれている環境等に応じて保健・医療・福祉にわたる指定居宅サービス等が、多様なサービス提供主体により総合的かつ効率的に提供されるよう</u>、居宅介護支援を保険給付の対象として位置付けたものであり、その重要性に鑑み、保険給付率についても特に10割としているところである。</p> <p>基準条例第四条第一項は、<u>「在宅介護の重視」という介護保険制度の基本理念を実現するため、指定居宅介護支援の事業を行うに当たってのもっとも重要な基本方針として</u>、利用者からの相談、依頼があった場合には、利用者自身の立場に立ち、常にまず、その居宅において日常生活を営むことができるように支援することができるかどうかという視点から検討を行い支援を行うべきことを定めたものである。</p> <p>このほか、指定居宅介護支援の事業の基本方針として、介護保険制度の基本理念である、<u>高齢者自身によるサービスの選択、保健・医療・福祉サービスの総合的、効率的な提供、利用者本位、公正中立等</u>を掲げている。<u>介護保険の基本理念を実現する上で、指定居宅介護支援事業者が極めて重要な役割を果たすことを求めたものであり</u>、指定居宅介護支援事業者は、常にこの基本方針を踏まえた事業運営を図らなければならない。</p>

※1. 網掛け部分については、大分県の独自基準

(2) 人員基準

区分	基準条例	審査基準
従業者の員数	<p>第五条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに<u>一以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの</u>（次条第二項を除き、以下単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が<u>三十五又はその端数を増すごとに一</u>とする。</p>	<p>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所に介護支援専門員を配置しなければならないが、<u>利用者の自立の支援及び生活の質の向上を図るための居宅介護支援の能力を十分に有する者を充てるよう</u>心がける必要がある。（後略）</p>
管理者	<p>第六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに<u>常勤の管理者</u>を置かなければならない。</p> <p>2 前項に規定する管理者は、<u>介護支援専門員でなければならない</u>。</p> <p>3 第一項に規定する管理者は、<u>専らその職務に従事する者でなければならない</u>。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</p> <p>二 管理者が<u>同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合</u>（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に<u>支障がない場合</u>に限る。）</p>	<p>（前略）<u>訪問系サービスの事業所において訪問サービスそのものに従事する従業者との兼務は一般的には管理者の業務に支障があると考えられる</u>が、訪問サービスに従事する勤務時間が限られている職員の場合には、支障がないと認められる場合もありうる。また、併設する事業所に原則として常駐する老人介護支援センターの職員、訪問介護、訪問看護等の管理者等との兼務は可能と考えられる。なお、<u>介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務は認められないものである</u>。</p>

(1) 「常勤」とは

勤務時間が、その事業所の就業規則等で定められている「常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）」に達していることをいう。

※1. 正規・非正規の雇用の別ではない

※2. 同一の事業者により併設される事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれの時間数の合計を通算可能

（例）指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる

(2) 「専ら従事する」（いわゆる「専従」）とは

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。

※1. この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいう

※2. 当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない

【参考：勤務形態一覧表について（記載例）】

管理者と介護支援専門員を兼務している
「常勤・兼務(B)」なのに、
「常勤・専従(A)」としていることが多いので注意

(参考様式1)

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (平成 25年 4月分) サービス種類(居宅介護支援事業所)
事業所名 (ケアプランセンター大分県)

職 種	勤務 形態	氏 名	第 1 週							第 2 週							第 3 週							第 4 週							4週 合計	週平均 の勤務 時間	常勤換 算後の 人数	備 考			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28							
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日							
管理者兼 介護支援 専門員	B	めじろん	8	8	8	8	8								8	8	8	8	8																160	40	1.5
介 護 支 援 専 門 員	C	カボたん	4	4	4	4	4								4	4	4	4	4																80	20	
事務員		くまモン	8	8	8	8	8								8	8	8	8	8																160	40	

備考1 * 欄には、当該月の曜日を記入してください。

- 申請する事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。夜勤、準夜勤については、網かけをする等その旨を表示してください。
- 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週の平均勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B~Dまでを加えた数の小計の行を挿入してください。勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務
- 常勤換算が必要な職種は、A~Dの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出してください。
- サービス提供が単位(共同生活住居を含む。)ごとに行われる種類の場合は、各単位ごとに区分して記入してください。
- 算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。

カボたんが、同一法人の訪問介護事業所兼務の場合・・・

居宅介護支援事業所で考えると
「常勤以外・専従(C)」なのに、法人全体で考え
「常勤・兼務(B)」としていることが多いので注意

事務員は、常勤換算に含まない
(事務員の記載がなくてもOK)

(3) 運営基準（一部抜粋）

区分	基準条例	審査基準
内容及び 手続の説明及び同意	<p>第七条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用申込者又はその家族に対し、第二十一条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項につき、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。</u></p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第四条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならぬ。</p>	<p>基準条例第七条は、<u>基本理念としての高齢者自身によるサービス選択を具体化したものである。</u>利用者は指定居宅サービスのみならず、指定居宅介護支援事業者についても自由に選択できることが基本であり、指定居宅介護支援事業者は、利用申込があった場合には、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、当該指定居宅介護支援事業所の<u>運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項</u>を説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援事業所から居宅介護支援を受けることにつき同意を得なければならぬこととしたものである。（後略）</p>
提供拒否の 禁止	<p>第八条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならぬ。</p>	<p>基準条例第八条は、居宅介護支援の公共性に鑑み、原則として、指定居宅介護支援の利用申込に対しては、これに応じなければならぬことを規定したものであり、正当な理由なくサービスの提供を拒否することを禁止するものである。</p> <p>なお、ここでいう<u>正当な理由とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、③利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合等</u>である。</p>
サービス提供困難時の 対応	<p>第九条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならぬ。</p>	

区分	基準条例	審査基準
受給資格等の確認	<p>第十条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。</p>	
要介護認定の申請に係る援助	<p>第十一条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	(略)
身分を証する書類の携行	<p>第十二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p>	<p>基準条例第十二条は、利用者が安心して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援事業者が、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に介護支援専門員証を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導すべきこととしたものである。</p>
利用料等の受領	<p>第十三条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間</p>	(略)

区 分	基 準 条 例	審 査 基 準
利用料等の受領	<p>に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	
指定居宅介護支援の基本取扱方針	<p>第十五条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	
指定居宅介護支援の具体的取扱方針	<p>第十六条 指定居宅介護支援の方針は、第四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定めるところによる。</p> <p>【基準規則】</p> <p>第四条 条例第十六条の指定居宅介護支援の方針は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。</p>	<p>基準条例第十六条及び基準規則第四条は、利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の作成、居宅サービス計画の実施状況の把握などの<u>居宅介護支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員の責務を明らかにしたものである</u>。(中略)</p> <p>指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成に関する業務の主要な過程を介護支援専門員に担当させることとしたものである。</p> <p>指定居宅介護支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要である。このためには、指定居宅介護支援について利用者及びその家族</p>

区分	基準条例	審査基準
<p>指定居宅介護支援の具体的取扱方針</p>	<p>三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ</u>、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならぬ。</p> <p>四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、<u>利用者の日常生活全般を支援する観点</u>から、当該居宅サービス計画に<u>介護給付等対象サービス</u>（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）<u>以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による発的な活動によるサービス等の利用に関する事項を含めるよう努めなければならぬ。</u></p> <p>五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、<u>利用者によるサービスの選択に資する</u>よう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家</p>	<p>の十分な理解が求められるものであり、介護支援専門員は、指定居宅介護支援を懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要である。</p> <p><u>利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため</u>には、利用者の心身又は家族の状態等に応じて、継続的かつ計画的に居宅サービスが提供されることが重要である。介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たり、継続的な支援という観点に立ち、計画的に指定居宅サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また<u>必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長するようなことがあつてはならぬ。</u></p> <p>居宅サービス計画は、<u>利用者の日常生活全般を支援する観点に立つて作成される</u>ことが重要である。（中略）なお、介護支援専門員は、当該日常生活全般を支援する上で、利用者の希望や課題分析の結果を踏まえ、地域で不足していると認められるサービス等については、介護給付等対象サービスであるかどうかを問わず、当該不足していると思われるサービス等が地域において提供されるよう関係機関等に働きかけていくことが望ましい。</p> <p>介護支援専門員は、利用者自身がサービスを選択することを基本に、これを支援するものである。このため、介護支援専門員は、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該利用者が居住する地域の指定居</p>

区 分	基 準 条 例	審 査 基 準
指定居宅介護支援の具体的取扱方針	<p>族に対して提供するものとする。</p> <p>六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、<u>利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握</u>しなければならない。</p> <p>七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、<u>利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接</u>して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>八 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、</p>	<p>宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。したがって、<u>特定の指定居宅サービス事業者</u><u>に不当に偏した情報を提供するようなこと</u><u>や、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはならない</u>ものである。</p> <p>(略)</p>

区 分	基 準 条 例	審 査 基 準
指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	<p>内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した<u>居宅サービス計画の原案を作成</u>しなければならない。</p> <p>九 介護支援専門員は、<u>サービス担当者会議の開催</u>により、利用者の状況等に関する情報を担当者（居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者をいう。以下この条において「担当者」という。）と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、<u>専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</u></p> <p>十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について<u>利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意</u>を得なければならない。</p> <p>十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該<u>居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付</u>しなければならない。</p> <p>十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。</p> <p>十三 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅</p>	

区 分	基 準 条 例	審 査 基 準
指定居宅介護支援の具体的取扱方針	<p>サービス事業者等との連絡を継続的に行うものとし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>イ <u>少なくとも</u>一月に一回、<u>利用者の居宅を訪問し、利用者に面接</u>すること。</p> <p>ロ <u>少なくとも</u>一月に一回、<u>モニタリングの結果を記録</u>すること。</p> <p>十四 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>イ 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合</p> <p>ロ 要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>十五 第三号から第十一号までの規定は、第十二号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。</p> <p>十六 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。</p> <p>十七 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依</p>	

区 分	基 準 条 例	審 査 基 準
指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	<p>頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。</p> <p>十八 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。</p> <p>十九 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。</p> <p>二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。</p> <p>二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催</p>	

区 分	基 準 条 例	審 査 基 準
指定居宅介護支援の具体的取扱方針	<p>し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。</p> <p>二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に<u>特定福祉用具販売</u>を位置付ける場合にあつては、その<u>利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載</u>しなければならない。</p> <p>二十三 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。</p> <p>二十四 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。</p> <p>二十五 指定居宅介護支援事業者は、法第一百五十五条の二十三第三項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p>	

区 分	基 準 条 例	審 査 基 準
法定代理受領サービスに係る報告	<p>第十七条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第四十一条第十項の規定により同条第九項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。</p>	(略)
利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	<p>第十八条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申し出があった場合には、<u>当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付</u>しなければならない。</p>	<p>基準条例第十八条は、利用者が指定居宅介護支援事業者を変更した場合に、変更後の指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者が滞りなく給付管理票の作成・届出等の事務を行うことができるよう、指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合、その他利用者からの申し出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならないこととしたものである。</p>

区分	基準条例	審査基準
利用者に関する市町村への通知	<p>第十九条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>基準条例第十九条は、偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失等により、要介護状態若しくはその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第二十二条第一項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第六十四条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定居宅介護支援事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</p>
管理者の責務	<p>第二十条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の<u>介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</u></p> <p>2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の<u>介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u></p>	
運営規程	<p>第二十一条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。</p> <p>【基準規則】</p> <p>第五条 条例第二十一条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 職員の職種、員数及び職務内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額</p>	<p>基準第二十一条は、<u>指定居宅介護支援の事業の適正な運営及び利用者等に対する適切な指定居宅介護支援の提供を確保するため</u>、基準規則第五条第一号から第八号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定居宅介護支援事業所ごとに義務づけたものである。特に次の点に留意する必要がある。</p> <p>①職員については、介護支援専門員とその他の職員に区分し、員数及び職務内容を記載することとする。</p> <p>（中略）</p>

区分	基準条例	審査基準
	五 通常の事業の実施地域 六 苦情処理に関する事項 七 虐待防止に関する事項 八 その他運営に関する重要事項	④苦情を受け付けるための窓口の設置、その他必要な措置の内容を指すものであること。 ⑤従業者に対する研修、苦情処理の体制整備等、虐待防止のために講ずる措置の内容を指すものであること。
勤務体制の確保	第二十二條 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、虐待防止、権利擁護、認知症ケア及び介護予防に関する研修その他その資質の向上のために必要な研修の受講機会を確保しなければならない。	(前略) 基準条例第二十二條第三項は、 <u>より適切な指定居宅介護支援を行うために、介護支援専門員の研修の重要性</u> について規定したものであり、指定居宅介護支援事業者は、 <u>介護支援専門員の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関する研修の機会を確保しなければならない</u> 。特に、介護支援専門員実務研修修了後、初めて就業した介護支援専門員については、就業後6月から1年の間に都道府県等が行う初任者向けの研修を受講する機会を確保しなければならない。 なお、従業者が受講した研修の記録を整備すること。
設備及び備品等	第二十三條 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	(略)
従業者の健康管理	第二十四條 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。	
掲示	第二十五條 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	基準条例第二十五條は、基準条例第七條及び基準規則第三條の規定により居宅介護支援の <u>提供開始時に利用者のサービスの選択に資する重要事項を利用者及びその家族に対して説明を行った上で同意を得ることとしていることに加え</u> 、指定居宅

区分	基準条例	審査基準
<p>揭示</p>		<p>介護支援事業所への当該重要事項の揭示を義務づけることにより、<u>サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨</u>である。</p>
<p>秘密保持</p>	<p>第二十六条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、<u>正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</u></p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）等において、<u>利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者</u> <u>の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</u></p>	<p>(略)</p>
<p>広告</p>	<p>第二十七条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p>	
<p>居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等</p>	<p>第二十八条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者</p>	<p>基準条例第二十八条第一項は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者が当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員に利益誘導のために特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付ける旨の指示等を行うことを禁じた規定である。これは、<u>居宅サービス計画があくまで利用者の解決すべき課題</u></p>

区 分	基 準 条 例	審 査 基 準
<p>居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等</p>	<p>等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p>	<p><u>に即したものでなければならないという居宅介護支援の公正中立の原則の遵守をうたったものであり、例えば、指定居宅介護支援事業者又は指定居宅介護支援事業所の管理者が、同一法人系列の居宅サービス事業者のみを位置付けるように指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の居宅サービス事業者の利用を妨げることを指すものである。</u>また、介護支援専門員は、居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けることがあってはならない。ましてや指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員に同旨の指示をしてはならない。(後略)</p>
<p>苦情処理</p>	<p>第二十九条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第六項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を</p>	<p>(略)</p>

区 分	基 準 条 例	審 査 基 準
苦情処理	<p>市町村に報告しなければならない。</p> <p>5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。</p> <p>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p>	
事故発生時の対応	<p>第三十条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	(略)
記録の整備	<p>第三十二条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日(当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。)から五年</p>	

区分	基準条例	審査基準
記録の整備	<p>間保存しなければならない。</p> <p>【基準規則】</p> <p>第六条 条例第三十二条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。</p> <p>一 第四条第十二号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳</p> <p>イ 居宅サービス計画</p> <p>ロ 第四条第七号に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ハ 第四条第九号に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>ニ 第四条第十三号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>三 条例第十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 条例第二十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 条例第三十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	
暴力団関係者の排除	<p>第三十三条 指定居宅介護支援事業者は、その運営について、暴力団関係者（大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）第七条第一号に規定する暴力団関係者をいう。）の支配を受けてはならない。</p>	<p>基準条例第三十三条は、指定居宅介護支援事業所を運営するにあたって、暴力団関係者を排除することを規定したものである。</p> <p>なお、「支配を受けてはならない」とは、代表者及び役員等について暴力団関係者が含まれてはならず、また、その運営について、暴力団関係者に少しでも有益な行為を行ってはならないこととしたものである。</p>

※1. 網掛け部分については、大分県の独自基準

※2. 大分県では、それぞれの事業所で、指定居宅介護支援の具体的取扱い方針が遵守されているかを確認するための「自己点検シート」を作成しています。大分県のホームページからダウンロードできますので、ぜひご利用ください。

◆大分県トップページ> 組織からさがす> 監査指導室> 自己点検シート等（介護保険関係）

4 監査処分事例

(1) 元利用者の家族からケアマネジメントが適切に行われていなかったとの通報

【主な訴え】

- ① 必要なサービスの提案が適時になかったため、サービスを適切に利用する時期を逸した。
- ② ケアプランをもらっていない。説明もない。
- ③ サービス担当者会議が開催されていない。
- ④ 毎月、サービス利用票を配りに来るだけで、本人の状態等を何も確認せずに帰っており、モニタリングが行われていない。

(2) 通報に基づき監査を実施

【確認ができた事実関係】

- ① 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があった。（介護保険法第84条第1項第6号違反）
運営基準減算に該当する事実があるにもかかわらず、必要な減算を行わずに所定単位を算定し、請求・受領する不正請求を行った。
 - ア 居宅サービス計画の未作成
 - イ アセスメント（解決すべき課題の把握）の未実施
 - ウ サービス担当者会議の未開催
 - エ 居宅サービス計画の未交付（利用者、事業者への未交付）
 - オ モニタリング（居宅サービスの実施状況の把握）の未実施計 154 件
- ② 監査において虚偽の報告をした。（介護保険法第84条第1項第7号違反）
 - ア 虚偽の居宅サービス計画の提出
 - イ 虚偽のサービス担当者会議の記録（居宅サービス計画第4表）の提出計 86 件

(3) 行政処分

- ①内容：指定居宅介護支援事業者の指定の取消し
- ②不正請求と認定した期間及び金額
 - ・期間 2年6ヶ月（監査後も不正請求を行っていたため、期間が6ヶ月延びたもの）
 - ・金額 約5,000,000円

(4) 介護報酬の返還

不正に請求し受領していた介護報酬は、保険者が返還を求める。
また、保険者において加算金（4割）の請求を検討する。

※介護支援専門員の登録の消除

事業所の処分に加えて、介護支援専門員についても、介護支援専門員の義務違反等が認められたことから、登録消除（資格の取消し）処分がなされた。

○上記事例の他に、以下のような事例があります。

- ・アセスメントの内容が身体状況のチェック部分に偏っており、アセスメントを実施したと言い難いレベルのものが見られた。
- ・アセスメントをサービス担当者会議の後に行っていた。
- ・サービス担当者会議の要点（第4表）に単に「〇〇事業所に電話」とのみ記載して、照会を行ったことが確認できなかった。
- ・モニタリングを行ったと評価できないレベルの記録しかないものがあった。
- ・支援経過（第5表）にサービス担当者会議の要点（第4表）の日付と異なる日付を記載する等、他票と矛盾した記載があった。

5 介護支援専門員の処分

介護保険法第 69 条の 39 には、介護支援専門員の登録削除に関する事項が定められています。登録の削除には、①「削除しなければならない」事由（不正の手段により、登録を受けた場合等）と②「削除することができる」事由があり、②の事由の主なものとして、次の違反があります。

- ・「介護支援専門員の義務（介護保険法第 69 条の 34）」違反
- ・「名義貸しの禁止等（介護保険法第 69 条の 35）」違反
- ・「信用失墜行為の禁止（介護保険法第 69 条の 36）」違反
- ・「秘密保持義務（介護保険法第 69 条の 37）」違反

また、登録削除に至らない場合でも、介護保険法第 69 条の 38 第 2 項及び 3 項に定められているものとして、「必要な指示」、「指定する研修を受けるよう命ずる」や「（1 年以内の期間を定めて）業務を行うことを禁止する」などの処分があります。

【参考：介護支援専門員の義務等（介護保険法抜粋）】

（介護支援専門員の義務）

第 69 条の 34 介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスが特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

2 介護支援専門員は、厚生労働省令で定める基準に従って、介護支援専門員の業務を行わなければならない。

（名義貸しの禁止等）

第 69 条の 35 介護支援専門員は、介護支援専門員証を不正に使用し、又はその名義を他人に介護支援専門員の業務のため使用させてはならない。

（信用失墜行為の禁止）

第 69 条の 36 介護支援専門員は、介護支援専門員の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

（秘密保持義務）

第 69 条の 37 介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。介護支援専門員でなくなった後においても、同様とする。

6 「OITA かいごだより」のご案内

大分県高齢者福祉課では、介護保険事業を営む皆様に、介護保険に関する様々な情報をお伝えするため、平成25年12月から「OITAかいごだより」を発行（不定期）することとしました。

【配信内容】

介護保険制度に関すること、感染症情報 等

【配信対象】

大分県所管の介護保険事業所・施設

【配信方法】

メール

※登録されたメールアドレスに配信

※アドレス未登録の場合は、高齢者福祉課介護サービス事業班宛てに事業所名、所在地、サービス種類、電話番号、メールアドレスを記載しFAXにてお知らせください。

【掲載ホームページ】

<http://www.pref.oita.jp/site/144/oitakaigodayori.html>

大分県ホームページ>健康・福祉>福祉（介護保険）>介護保険のページ（事業者・従業者向け情報）>介護保険関連情報（OITAかいごだより）

この機会にメールアドレスの登録をよろしくお願いします！！